足立区応急小口資金のご案内

災害、疾病、葬祭などで急にお金が必要になり、他でどうしても工面がつかない場合には、**「応急小口資金」**を無利子でお貸しします。

※ 生活費、借金返済費用は対象外

貸付の対象は、**原則、未払い・未契約の費用**で、下記の「１貸付の理由」に該当し、貸付の理由が書類等で確認できる場合にご利用いただけます。

１　貸付の理由

貸付理由はひとつに限ります。（重複貸付は出来ません。）

（１）　災害や火災等により住宅や家財に被害を受けたとき

（２）　本人や同居の親族の病気やけがなどにより、入院・通院の費用が必要なとき

（３）　本人や同居の親族の交通事故により治療費を要するとき
（ただし、無免許運転、飲酒運転、ひき逃げなど悪質な行為は除く）

（４）　冷蔵庫、冷暖房機等の「生活必需品」を購入するとき（食糧・衣服などの消耗品を除く）

（５）　本人や同居の親族の結婚、出産、就学、就職、葬祭により費用が必要なとき

（６）　遠隔地の親族の冠婚葬祭等で交通費が必要なとき

（７）　世帯全員の区内転居、家賃の更新により費用が必要なとき

（８）　住宅の修繕により費用が必要なとき

２　貸 付 額

一　般　　１５０，０００円まで

特　別　　３００，０００円まで

※　特別の場合とは、「１貸付の理由」の中で、１５０，０００円を超える貸付が必要と区が認めた場合です。

３　貸 付 審 査

貸付条件・収入状況及び提出書類などの、審査を行います。

貸付審査終了後、お電話で審査結果をご連絡いたします。

受付から貸付審査終了（電話連絡）まで、５営業日程度かかります。

４　支 払 方 法

貸付決定の電話連絡があった日以降に、債権係の窓口または契約地のいずれかで、現金支払となります。

５　返 済 方 法・返 済 額

返済は、貸付日の翌々月から開始します。

原則「口座振替」で、引き落とし日は毎月月末です。

(月末が休日の場合は、翌営業日となります。)

《返済額》

一般(１５万円以内)　・・・・・・　２０か月以内の分割返済

特別(１５万円を超えるもの)・・・３０か月以内の分割返済

６　延 滞 金

貸付金の返済が遅れると**年利１０．９５%の延滞金**が加算されます。

７　その他

偽りの申し込みやその他不正な手段などにより、貸付を受けたとき、または、貸付金を貸付の目的以外に使用したときは、貸付金を即時に一括して返済していただきます。

【貸付要件】

《借受人（本人）の条件》

１　原則として、住民票上の世帯主で生計の中心者であること

２　足立区に３か月以上居住（住民票がある）していること

３　確実に返済できる収入があること（収入の無い方は申し込みできません）

４　収入がある連帯保証人が１人いること

※　連帯保証人がいない方でも、下記要件に該当するときは、貸付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

①　ひとり親世帯で20歳未満の子を扶養している方で、貸付金額が5万円以下の場合

②　貸付の理由が子どもの就学資金（小学校から高等学校まで）で、貸付金額が15万円以下の場合

③　貸付の理由が家庭用エアコン等(注1)の購入資金で、貸付金額が10万円以下の場合（現に使用できるエアコン等を保有していないこと）

注1　エアコン等とは、家庭用のエアコンディショナー（冷房機能のみも可）、電気冷風機及び電気冷風扇をいう。

５　納期限が到来した住民税を完納していること（非課税者を除く）

※　住民税を完納していない方でも、貸付の理由が子どもの就学資金（小学校から高等学校まで）で、一定の要件に該当するときは、貸付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

６　生活保護を受けていないこと

７　現に応急小口資金を借りていないこと

※　現に応急小口資金を借りている方でも、貸付の理由が子どもの就学資金（小学校から高等学校まで）で、一定の要件に該当するときは、貸付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

８　現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと

９　勤務先・友人や、クレジット・サラ金などの借り入れを受けていないこと

１０　自己破産、民事再生、特定調停または任意整理の予定（整理中）でないこと

１１　借受人または同居の親族に、下記規定に該当する者がいないこと

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に規定する処分を受けている団体に属する者

《連帯保証人の条件》

1　現在、一定の収入があり（住民税の所得割が課税されていること）、独立の生計を営んでいること

2　原則として、２３区内の同一住所に継続して１年以上居住（住民票がある）していること

3　借受人と同一住宅に居住していないこと

4　申請時点から過去３年間、債務超過になっていないこと。また、納期限が到来した住民税を完納していること

5　現に応急小口資金を借入れしておらず、連帯保証人にもなっていないこと

6　自己破産、民事再生、特定調停または任意整理の予定（整理中）でないこと

7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

8　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に規定する処分を受けている団体に属する者でないこと

《その他の要件》

1　貸付のための意思確認をさせていただきます。申し込み手続きは、借受人本人及び連帯保証人が一緒に窓口にお越しください。

【借受人・連帯保証人の意思の確認ができない場合は、貸付はできません】

2　実質の生計中心者が住民票上の世帯主でない場合は、事前にご相談ください。（両人連名の**申立書**を提出していただきます。）

《借受人（本人）の用意するもの》

1　貸付申込書

借受人欄を借受人本人が全て記入（氏名欄を手書きしない場合は押印）

2　申立書兼同意書

借受人が質問に回答し、申立て内容の確認のための調査に同意する旨の署名

3　借用証書

借受人欄を借受人本人が記入し、署名のうえ実印を押印

4　貸付理由を証明する書類

別表のもの（８ページ参照）

5　直近１年間の住民税納税証明書

申請日から１年間の納税状況がわかるもの（非課税の場合は非課税証明書）

6　現在の収入が確認できる書類

直近の給与明細書等３か月分、または、年金振込通知書と、入出金額が記帳された口座通帳

※　自営業の方は、お問い合わせください

7　借受人が本人であることを確認できるもの

１点確認資料

個人番号カード、住基カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート、在留カード等、官公署発行で改ざん防止加工のある顔写真付きのもの（有効期限内のものに限る）

２点確認資料

住基カード(顔写真無し)、キャッシュカード、年金手帳等

8　現在の住所での居住を確認できるもの

公共料金の領収書、請求書等

9　印鑑（実印）

10　印鑑証明書

※　その他必要に応じて、提出を依頼した書類・資料等の原本

《連帯保証人の用意するもの》

1　貸付申込書

連帯保証人記入欄を連帯保証人本人が全て記入（氏名欄を手書きしない場合は押印）

2　申立書兼同意書

連帯保証人が質問に回答し、申立て内容の確認のための調査に同意する旨の署名

3　借用証書

連帯保証人記入欄を連帯保証人本人が全て記入し、署名のうえ実印を押印

4　直近１年間の住民税納税証明書

申請日から１年間の納税状況がわかるもの

5　直近１年間の所得証明書・源泉徴収票

※　住民税納税証明書で前年の収入額が確認できる場合は、提出不要

6　現在の収入が確認できる書類

給与所得者の方は、直近の給与明細書等３か月分

※　自営業の方は、お問い合わせください

7　保証人が本人であることを確認できるもの

１点確認資料

個人番号カード、住基カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート、在留カード等、官公署発行で改ざん防止加工のある顔写真付きのもの（有効期限内のものに限る）

２点確認資料

住基カード(顔写真無し)、キャッシュカード、年金手帳等

8　住民票（足立区内の場合は不要）

本籍・筆頭者・続柄の記載された住民票

9　印鑑証明書

10　印鑑（実印）

※　その他必要に応じて、提出を依頼した書類・資料等の原本

【受付場所、受付時間等】

■受付場所　福祉部 福祉管理課 債権係（足立区役所　北館１階）

■受付日時　平日の午前８時３０分から午後４時まで

■問い合わせ先　℡０３-３８８０-５７３１（直通）

別　表　《貸付理由の証明書等》

証明事項	資　金　の　目　的
	証　明　書　類
災　害	**災害や火災を受けたことに伴う住居の修繕、家財等の購入経費**
	り災証明書　（災害→区役所、火災→消防署） 権利関係書類　（固定資産税納付書等） 見積書　（修繕業者）
病気・けが	**病気・けがによる入院・通院に伴う経費**
	病院等の請求書・領収書、医療費概算書、診断書、入院証明書
交通事故	**交通事故に伴う治療費**
	交通事故証明書及び診断書(共に必要）、医療費の請求書
生活必需品	**冷蔵庫、冷暖房機など購入に伴う経費**
	見積書、領収書　（購入業者）
結　婚	**結婚式（挙式費用）に伴う経費**
	見積書、領収書　（式　場）
出　産	**出産に伴う経費**
	病院の請求書・領収書、母子手帳、妊娠証明書
就　学	**就学に伴う経費（入学金、学生服、カバン、定期券等）**
	合格証明書・入学証明書　（学　校） 購入物品見積書、領収書　（購入業者） 共に必要
就　職	**就職に伴う経費（洋服、靴、カバン、定期券等）**
	採用通知書　（採用会社） 購入物品見積書、領収書　（購入業者） 共に必要
葬　祭	**葬祭に伴う経費（飲食代を除く）**
	見積書、請求書　（葬儀社、葬儀場）
交通費	**親族の葬儀等に出席するための交通費**
	葬儀等の通知
区内転居 家賃の更新	**世帯全員の転居、家賃の更新に伴う経費**
	見積書、物件間取図　（不動産屋・引越業者） 賃貸借契約書　（不動産屋）
住宅修繕	**住居の修繕に伴う経費**
	見積書、請求書　（修繕会社）

1　見積書は、借受人の住所・氏名・実行予定日などが記入され、発行日から**1か月以内**のものを提出してください。貸付後に、**領収書**を提出していただきます。領収書の提出がない場合、貸付金を一時償還していただくことがあります。
　※　**領収書**は**原本**を持参してください。確認後にコピーし、原本はお返しします。

2　生活必需品、区内転居、家賃更新、住宅修繕の貸付は、原則として契約地（販売店、不動産屋等）での支払いとなります。

3　申し込み時に記入漏れや提出書類の不足等があった場合、貸付できません。申し込みをする前に充分確認の上、お越しください。